

「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1 産地強化計画の趣旨</p> <p>野菜産地においては、国際競争にも耐えうる体質の強い国内産地体制を確立するため、産地独自の産地改革計画に基づく取組の推進による野菜の構造改革を実施してきたところであり、一定の成果が得られている。</p> <p>しかしながら、国産野菜の産地では、高齢化の進展、担い手の減少など産地基盤の脆弱化が進む一方、加工・業務用需要を中心として輸入野菜のシェアは増加傾向にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、将来においても安定的な野菜の生産及び供給を確保するため、将来においても安定的かつ継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる者（以下「安定的・継続的生産者」という。）を核とした担い手の育成・確保を図るとともに、消費者・実需者のニーズに対応した、一層の低コスト化・高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つために、担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立等を図るための新たな構造改革を推進することが重要である。</p> <p>このため、新たな構造改革の推進に当たり、各産地の特性や意向を踏まえ、<u>安定的・継続的生産者</u>を核とした担い手の育成・確保をはじめとする産地の将来像を実現する、産地ごとに明確な目標を定めた新たな構造改革のための計画（以下「産地強化計画」という。）を策定することとする。</p>	<p>第1 産地強化計画の趣旨</p> <p>野菜産地においては、国際競争にも耐えうる体質の強い国内産地体制を確立するため、産地独自の産地改革計画に基づく取組の推進による野菜の構造改革を実施してきたところであり、一定の成果が得られている。</p> <p>しかしながら、国産野菜の産地では、高齢化が進展するなど産地基盤の脆弱化が進む一方、加工・業務用需要を中心として輸入野菜のシェアは増加傾向にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、担い手の育成・確保を図るとともに、消費者・実需者のニーズに対応した、一層の低コスト化・高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つために、担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立等を図るための新たな構造改革を推進することが重要である。</p> <p>このため、新たな構造改革の推進に当たり、各産地の特性や意向を踏まえ、担い手の育成・確保をはじめとする産地の将来像を実現する、産地ごとに明確な目標を定めた新たな構造改革のための計画（以下「産地強化計画」という。）を策定することとする。</p>
<p>第2 産地強化計画の内容</p> <p>1 産地強化計画の策定主体（以下「計画主体」という。）は、次に掲げる事項を内容とする産地強化計画を、別記様式1号に基づき品目を定めて策定するものとする。</p> <p>(1) <u>産地の担い手の育成・確保の将来方向</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第2 産地強化計画の内容</p> <p>1 産地強化計画の策定主体（以下「計画主体」という。）は、次に掲げる事項を内容とする産地強化計画を、別記様式1号に基づき品目を定めて策定するものとする。</p> <p>(1) 担い手の育成・確保の将来方向</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>第3 対象となる野菜</p> <p>野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第2条に規定する指定野菜又は野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第8条に規定する特定野菜を生産している産地は、可能な限り計画を策定するものとし、その他野菜についても必要に応じて計画を策定するものとする。</p>	<p>第3 対象となる野菜</p> <p>ねぎ、たまねぎ、トマト、ピーマン、なす、にんにく、にんじん、はくさい、ほうれんそう及びさといもを生産している産地は、可能な限り計画を策定するものとし、その他野菜についても必要に応じて計画を策定するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>第4 [略]</p> <p>第5 計画主体</p> <p>1 計画主体は、産地をカバーする農業協同組合又は3戸以上の営農集団等とする。</p> <p>なお、<u>指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第5の1の価格差補給交付金等の交付に係る交付予約を行おうとする法第10条に規定する登録出荷団体に対し当該予約に係る野菜の出荷の委託を行おうとする産地にあっては、農業協同組合が計画主体となることを原則とする。</u></p> <p>2 都道府県普及指導センター、市町村（以下「都道府県普及指導センター等」という。）は、構造改革を推進し、担い手を中心とした競争力のある生産供給体制の確立等を図るため、計画主体に対し、担い手の育成・確保や低コスト化・高付加価値化等の目標設定について産地の実情や目指す方向を適切に踏まえた計画が策定され、また、当該計画に基づく取組の推進が的確になされるよう、必要に応じて、指導・助言できるものとする。</p> <p>なお、<u>営農集団が計画主体となる場合にあっては、農業協同組合は必要に応じて、都道府県普及指導センター等に準じて指導・助言できるものとする。</u></p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 産地強化計画の認定</p> <p>1 [略]</p> <p>2 都道府県知事は、1の認定に当たり、あらかじめ別記様式3号により地方農政局長（北海道にあっては生産局長。沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。（以下「地方農政局長等」という。））に協議するものとする。</p> <p>3 産地強化計画の重要な変更は次に掲げる事項とし、1及び2を準用するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 産地の担い手の育成・確保の将来方向の変更</p> <p>(4) 戦略タイプの変更</p> <p>(5) 達成目標及び目標達成のための数値目標の変更</p> <p>第8 [略]</p> <p>第9 産地強化計画の達成状況の確認及び実績報告</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 また、都道府県知事は、産地強化計画の達成状況を別記様式5号により地方農政局長等に報告するものとする。</p> <p>なお、対策期間経過後の報告をもって産地強化計画の実績報告とする。</p>	<p>第4 [略]</p> <p>第5 計画主体</p> <p>計画主体は、原則として産地をカバーする農業協同組合又は3戸以上の営農集団等とする。<u>営農集団が計画主体となる場合は、都道府県普及指導センター、市町村又は農業協同組合は必要に応じて指導・助言できるものとする。</u></p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 産地強化計画の認定</p> <p>1 [略]</p> <p>2 都道府県知事は、1の認定に当たり、あらかじめ別記様式3号により地方農政局長（北海道にあっては生産局長。沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）に協議するものとする。</p> <p>3 産地強化計画の重要な変更は次に掲げる事項とし、1及び2を準用するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 戦略タイプの変更</p> <p>(4) 達成目標及び目標達成のための数値目標の変更</p> <p>第8 [略]</p> <p>第9 産地強化計画の達成状況の確認及び実績報告</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 また、都道府県知事は、産地強化計画の達成状況を別記様式5号により地方農政局長（北海道にあっては生産局長。沖縄にあっては、沖縄総合事務局長。）に報告するものとする。</p> <p>なお、対策期間経過後の報告をもって産地強化計画の実績報告とする。</p>

改 正 後	現 行
<p>第10 国の支援</p> <p>第7により産地強化計画の認定を受けた産地については、農業・食品産業競争力強化支援事業による広域連携等産地競争力強化支援事業の野菜に係る事業及び野菜構造改革促進特別対策事業を実施できるものとする。</p> <p>また、当該産地が強い農業づくり交付金の野菜に係る取組を実施する場合にあっては、当該産地における産地強化計画の策定・実施と極力一体化的に推進するものとする。</p> <p>第11 [略]</p> <p>(経過措置) [略]</p>	<p>第10 国の支援</p> <p>第7により産地強化計画の認定を受けた産地については、農業・食品産業競争力強化支援事業による広域連携等産地競争力強化支援事業の野菜に係る事業を実施できるものとする。</p> <p>また、当該産地が強い農業づくり交付金の野菜に係る取組を実施する場合にあっては、当該産地における産地強化計画の策定・実施と極力一体化的に推進するものとする。</p> <p>第11 [略]</p> <p>(経過措置) [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>別記1</p> <p>都道府県において産地強化計画を認定する際の検討項目</p> <p>1 全体検討項目 (1)～(3) [略]</p> <p>2 産地強化計画様式の各項目別検討項目</p> <p>(1) 産地の担い手の育成・確保の将来方向</p> <p>ア 現状より認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条の2に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）の増加を図るなど、担い手の育成・確保を進めるものであること。</p> <p>イ 認定農業者に準ずる者を含んだ産地強化計画の認定を行う場合にあっては、認定農業者に準ずる者として挙げられている者が、以下の例に掲げるような、直ちに認定農業者にはなれないが将来認定農業者になる道筋が明確である農業者、形式的には認定農業者ではないが認定農業者と同等の経営レベルを備える農業者又は現に経営体としての実質を備え、かつ法人化して認定農業者となることを目指す組織若しくは集団のいずれかであること。</p> <p>① 直ちに認定農業者にはなれないが、将来産地における耕作地の引継ぎが産地内で合意されているなど、認定農業者への道筋が明確になっている者</p> <p>② 集落営農（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又は農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第2条第1項各号に規定する要件と同等の要件を満たす組織）であって野菜を出荷しているもの</p> <p>③ 代表者の定めがある規約を作成し、一元的に経理を行い、主たる従事者の所得目標が基盤強化法第6条に規定する市町村基本構想の水準以上で5年以内に法人として認定農業者になることを目指す団体（②を除く。）</p> <p>④ 1年内に認定農業者になることが確実と認められる者</p> <p>⑤ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく品目横断的経営安定対策等の野菜以外の品目に係る経営安定対策の対象者であって野菜を出荷している者</p> <p>⑥ 過去に認定農業者であって現在も経営規模を維持又は向上しつつ経営を継続しているがやむを得ない理由により基盤強化法第12条に規定する農業経営改善計画の再認定を受けていない者</p> <p>ウ 作付面積は、産地の単収、出荷量等と整合性のとれた適切なものであること。認定農業者及び認定農業者に準ずる者の作付面積については、計画主体が策定した産地強化計画の参加者名簿、認定農業者に準ずる者の説明資料等と照合して十分に確認すること。</p>	<p>別記1</p> <p>都道府県において産地強化計画を認定する際の検討項目</p> <p>全体検討項目 1～3 [略]</p> <p>産地強化計画様式の各項目別検討項目</p> <p>1 産地の担い手の育成・確保の将来方向</p> <p>現状より認定農業者の増加を図るなど、担い手の育成・確保を進めるものであること。</p>

改 正	後	現	行
(2) <u>ア～ウ</u> [略]		<u>2</u> <u>(1) ~ (3)</u> [略]	
(3) <u>ア～ウ</u> [略]		<u>3</u> <u>(1) ~ (3)</u> [略]	
別記2 [略]		別記2 [略]	